

デジタルスタンプラリー制作等業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

デジタルスタンプラリー制作等業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

本業務は、小田原市の観光におけるウィークポイントである若年層に人気があるアニメコンテンツやゲームタイトルとコラボレーションしたデジタルスタンプラリーを実施することにより、新たな層の誘客や来訪者の更なる回遊性の向上と滞在時間の増加を図り、地域経済の活性化を目的とする。

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで

2 見積限度額

2,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加申込を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」という。）とする。

- (1) 小田原市契約規則（昭和39年規則第22号）第5条の規定に該当する者であること。
- (2) 参加申込書の提出期限から優先交渉権者の選定の日まで、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 営業種目「催事関係業務委託」又は「その他の業務請負等委託」において、小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。もしくは、必要書類（5 参加申込の※を参照）を提出することができる者であること。
- (4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) デジタルスタンプラリー制作等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が、経営又は運営に関与していない者であること。

- (6) 平成 30 年度から令和 4 年度までの間において、国又は地方公共団体、もしくはそれに類似する団体と 1 回以上、本業務と類似した種類の業務を元請として受注し、履行した実績を有する者。

5 募集内容（参加申込）

(1) 提出期限

令和 5 年 5 月 24 日（水）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出先

小田原市役所経済部観光課（小田原市役所 4 階）

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

電話：0465-33-1521 FAX：0465-33-1286

E-mail：kanko@city.odawara.kanagawa.jp

(3) 提出書類

ア 参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）

イ 会社概要（任意様式）

会社概要には女性活躍、脱炭素及び障がい者雇用など、提案事業者における SDGs に関する取組がある場合には必ず記載すること。

ウ 業務実績調書（様式第 2 号）

※応募者が、かながわ電子入札共同システムに未登録の場合は、以下の書類も添付すること。（各 1 部）

（ア）定款及びその他規約 写し

（イ）履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※3 か月以内に発行されたものの写し

（ウ）財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）

（エ）印鑑証明書 写し可

（オ）前年度分の納税証明書（国税及び地方税の未納のない完納証明書）写し可

(4) 提出部数

原本 1 部、コピー 1 部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送。持参の場合は、提出期限までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加申込書等により、上記 4 「参加資格」を満たしているかについて審査し、その結果については令和 5 年 5 月 26 日（金）に「参加資格審査結果通知書」（様式第 3 号）を添付のうえ、「参加申込書兼誓約書」（様式第 1 号）に記載され

ている担当者のE-mailアドレスに電子メールにて通知する。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加事業者の提案を受けて評価・採点を行い、最優秀提案者を本業務の委託事業者の優先交渉権者に選定するものとする。

審査は、下記11「審査項目及び評価基準」に基づき、審査委員会の委員及び審査委員会事務局が客観的に公平かつ厳正に行うものとする。

7 説明会

説明会は開催しない。

8 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問方法

提出期間内に、「質問書」(様式第4号)を電子メールにより提出すること。(電子メールの着信を確認すること。)なお、口頭又は電話による質問は受け付けない。

イ 質問の受付期間

令和5年5月2日(火)から令和5年5月15日(月)午後5時まで

ウ 提出先

上記5(2)と同じ

(2) 回答

ア 回答方法

小田原市ホームページにて公開

イ 回答期日

令和5年5月18日(木)に公開

9 企画提案書

(1) 提出期限

令和5年6月2日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出先

上記5(2)と同じ

(3) 提出書類

ア 企画提案書提出届(様式第5号)

イ 企画提案書(任意様式)

ウ 参考見積書(任意様式)

エ 業務実施予定体制（様式第6号）

(4) 企画提案書及び参考見積書作成要領

ア 企画提案書は原則としてA4版横の両面使用で作成すること。

イ 下記11「審査項目及び評価基準」及び仕様書に沿って企画提案を作成すること。

ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成すること。

エ 仕様書に示す要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、当該業務が小田原市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行うこと。

オ 提出物は様式順に編冊のうえ提出すること。また、様式の番号に対応したインデックスラベル等を付すこと。

カ 参考見積書の宛先は小田原市長、業務名は「デジタルスタンプラリー制作等業務」とし、業務者の所在、商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印すること。

キ 参考見積書は、当該業務に必要な全ての経費を見積ること。また、その積算内訳を業務別に記載した内訳（様式任意）を添付すること。

(5) 提出方法

上記5(5)と同じ

(6) 提出部数

11部（記名版3部（正本1部、副本2部）、無記名版8部）

※ 記名版は、表紙、企画提案書及び見積書に提案者名、関連企業名、ロゴマーク等の提案者を特定できる情報が記載されたものとする。

※ 正本は代表者印が必要。副本は複写で可とする。

※ 無記名版は、内容は記名版と同じとするが、表紙、企画提案書及び見積書を含めて、提案者を特定できる情報を入れないこと。

10 参加辞退

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、企画提案評価までに「参加辞退届」（様式第7号）を上記5(2)に持参又は郵送にて提出すること。

11 審査項目及び評価基準

(1) 一次審査（書類審査）

区分	審査項目	評価基準	配点
業務遂行能力	履行実績	本業務に類似する業務に関する実績が十分であるか。	10
提案項目	イベント全体	若年層に人気があり本市とゆかりのあるアニメコンテンツまたはゲームタイトルとコラボレーションした魅力ある提案がなされているか。	10
		スタンプの場所は回遊性の促進と地域経済の活性化に繋がるような提案がなされているか。	10
	プレゼント内容	プレゼントは参加意欲を高めるような魅力ある提案となっているか。	10
	システム	参加者が簡単に参加や応募ができる工夫がなされているか。	10
企業評価	社会貢献	SDGs に対する取組を推進しているか。	10
	地域貢献	市内事業者の活用見込みがあるか。	30
必要経費	見積金額	提案内容によって想定される経費が適切に算定されているか。	10
合計			100

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

区分	審査項目	評価基準	配点
業務遂行能力	実施スケジュール	作業スケジュールに無理が無く実現性が高いか。	10
	実施体制	業務を適正に履行できる実施体制が具体的に提案されているか。	10
		業務の適正な履行に必要な知識、経験、能力、実績を有した担当者及び人員数が配置されているか。	10
企画提案内容	業務目的	本業務の目的を十分に理解し、その目的を達成することが期待できるか。	20
	独創性	本市の魅力を十分に引き出し、参加意欲が図れる事業者独自の魅力的な提案となっているか。	20
	広報	各種メディアやSNS等を活用し、観光誘客に向けた効果的なPR方法が提案されているか。	20
取組姿勢	取組意欲	分かりやすく熱意あるプレゼンテーションとなっていたか。	5
	信頼性	質疑応答への対応は的確であったか。	5
合計			100

12 審査方法

審査委員会の事務局（観光課）による一次審査（書類審査）、審査委員会による二次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。参加事業者が1者の場合も審査を行う。

(1) 一次審査（書類審査）

ア 審査方法

提出された「5（3）提出書類」及び「9（3）提出書類」により書類審査を行う。審査に当たっては、「11（1）一次審査（書類審査）」に基づいて評価し、参加事業者への順位付けを行い、上位4者程度を二次審査（プレゼンテーション審査）対象者として選定する。合計得点が満点の60%に満たない場合は、失格とする。

イ 結果通知

一次審査の結果は、令和5年6月6日（火）に「プロポーザル審査結果通知書（一次審査）」（様式第8号）を添付のうえ、「参加申込書兼誓約書」（様式第1号）に記載されている担当者のE-mailアドレスに電子メールで通知する。また、上位4位以外の者が、選定されなかった理由の説明を求めることができる期間は、令和5年6月6日（火）から令和5年6月9日（金）までとする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 審査方法

一次審査を通過した参加事業者から提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングについて、審査委員会が上記11「審査項目及び評価基準（2）二次審査（プレゼンテーション審査）」に基づいて評価し、一次審査及び二次審査の合計得点の最上位者を優先交渉権者とし、次の順位の者を次点交渉権者とする。最上位者が複数いた場合は、審査委員が協議して優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、参加者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、優先交渉権者として選定する。

イ 実施方法

- ・参加事業者によるプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は、非公開で行う。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答においては、「A社」「B社」等、参加事業者名を伏せて行う。
- ・プレゼンテーションは、進行役の指示に従い行うものとする。
- ・1事業者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション20分、質疑応答10分とする。
- ・プレゼンテーションの時間はタイムキーパーが計測し、終了5分前には、進行役からその旨を告知する。

- ・準備及び片付けは、それぞれ5分以内で行うものとする。
- ・ノートパソコン又はタブレットの使用を可能とするが、企画提案書のポイントをまとめたり、その成果やイメージを伝えたりする場合に使うものとし、企画提案書にない提案を新たに盛り込み、説明することは認めない。
- ・プロジェクタ、スクリーン及びHDMIケーブルは市で用意する。パソコンは参加事業者で用意すること。接続の際に変換器が必要な場合は持参すること。

13 審査結果

審査結果の通知は、優先交渉権者名と次点交渉権者名のみを企画提案書の審査を行った全ての事業者に対して、令和5年6月下旬に「プロポーザル審査結果通知書」（様式第9号）を添付のうえ、「参加申込書兼誓約書」（様式第1号）に記載されている担当者のE-mailアドレスに電子メールで通知する。優先交渉権者として選定されなかった参加事業者が理由の説明を求めることができる期間は、審査結果の公表日から4日以内までとする。

14 日程

①公告・募集要領、仕様書等の提示	令和5年5月2日（火）
②質問受付期間	令和5年5月2日（火）から 令和5年5月15日（月）午後5時まで
③質問回答	令和5年5月18日（木）
④プロポーザル参加申込書の提出期限	令和5年5月24日（水）午後5時まで
⑤プロポーザル参加資格確認通知	令和5年5月26日（金）
⑥企画提案書提出期限	令和5年6月2日（金）午後5時まで
⑦一次審査結果通知	令和5年6月6日（火）
⑧二次審査（プレゼンテーション審査）	令和5年6月13日（火）
⑨結果通知	令和5年6月下旬
⑩契約締結	令和5年6月下旬
⑪業務開始	令和5年6月下旬

15 提出書類の取扱い

- (1) 参加申込書、企画提案書その他提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しない。ただし、優先交渉権者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、小田原市が必要と認める場合には、小田原市は、優先交渉権者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用することができるものとする。

16 契約締結事務

プロポーザルは、本業務の履行に最も適した契約の相手方を選定するものことから、具体的な業務は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、小田原市との協議に基づいて実施するので、経費縮減及び機能向上を図るために協議を行う予定である。

(1) 仕様等の確定について

契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議により必要な範囲内において企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の仕様反映させることができるものとする。また、当該協議が整わない場合で、次順位者が優先交渉権者となったときも同様とする。

(2) 契約金額の確定について

契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

(3) 契約保証金について

小田原市契約規則第 29 条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

17 情報公開

(1) 小田原市は提出された企画提案書等について、小田原市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

(2) 次に掲げる事項について、小田原市役所ホームページにおいて公表する。

ア 業務名

イ 契約期間

ウ 選定した優先交渉権者の名称

18 費用負担

参加申込書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とする。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を小田原市に請求することはできない。

19 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する

場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 提案見積金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) 審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

20 問い合わせ先

小田原市役所経済部観光課 担当：宇佐美

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

TEL：0465-33-1521 FAX：0465-33-1286

E-mail：kanko@city.odawara.kanagawa.jp

21 その他

- (1) 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 審査委員会の委員が関係する事業者は参加できない。
- (3) 企画提案書等に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務担当者であるとの小田原市の了承を得なければならない。